

令和6年度 滋賀県大津港ターミナルビル広告募集要項

1. 広告関係規程

広告の掲載は、「滋賀県広告等事業実施要綱」、「滋賀県大津港ターミナルビル広告設置基準」および「滋賀県大津港ターミナルビル広告設置要領」に基づいて行います。

2. 設置場所・設置枠数

別添仕様書のとおり

3. 広告の種類・規格

別添仕様書のとおり

4. 広告を設置できる期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日までの任意の期間
(ただし、契約は月単位とします)

5. 広告等の設置等にかかる料金（以下「広告等設置料」という。）等 ターミナルビル前柱

12,409円／月(消費税および地方消費税含む。)

〔内訳〕 広告等設置料 10,000円

使用料 2,409円

※「使用料」とは、広告の設置に伴う行政財産の目的外使用許可にかかる料金で、「滋賀県行政財産使用料条例(昭和39年滋賀県条例第5号)」の規定に基づいて算出したものです。

6. 設置申込

別添「広告設置申込書」および「公共港湾施設目的外使用許可申請書」により申込みを行います。

【受付期間】 広告掲示希望月の初日の60日前まで。

※申込書を持参する場合の受付時間は、開庁日の午前9時から午後5時までです。

※郵送の場合は、当日の消印を有効とします。

※「公共港湾施設目的外使用許可申請書」については、提出先・提出部数等が異なります。詳細は、12.に記載の連絡先までお問い合わせください。

7. 応募資格および広告設置の基準

次の資格および基準を満たすことが必要です。

広告主または広告代理店のどちらも応募可能ですが、広告代理店が応募される場合には、広告代理店に加えて広告主が下記の資格および基準を満たす必要があります。

(1) 資格

①地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項および第2項の規定に該当しない者であること。

- ②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号および第6号の規定に該当しない者であること。
- ③県税に滞納がない者であること。

(2) 基準

- ①「滋賀県広告等事業実施要綱」第5条第2項各号および「滋賀県大津港ターミナルビル広告設置基準」第3条各号に定める業種または事業者該当しないこと。
- ②広告の範囲および内容が、「滋賀県広告等事業実施要綱」第5条第1項各号および「滋賀県大津港ターミナルビル広告設置基準」第2条各号に定めるものに該当しないこと。

8. 広告設置の可否の決定

- (1) 広告設置団体・企業の適格性および広告内容の妥当性については、滋賀県広告等事業実施要綱、滋賀県大津港ターミナルビル広告設置基準に基づき、滋賀県土木交通部広告等選定委員会において審査します。
- (2) 広告設置に適すると認められる申込者が募集件数を超えた場合は、広告設置希望期間の長い申込者を優先して設置者を決定します。
- (3) (2)の場合において、広告設置希望期間が同じ期間である申込者が募集件数を超えた場合は、公開抽選（くじ）により決定します。
（注）抽選を行う場合は、別途抽選対象者に事前に連絡します。

9. 申込者への結果の通知

広告設置の可否は申込者全員に通知します。

10. 広告等設置料等の請求等

契約の締結および行政財産使用許可の手続き後、県の定める納付書により広告等設置料等を請求します。

11. 申込みに際しての留意事項

- (1) 設置期間は、月単位（月の初日から末日まで）とします。
- (2) 設置枠数は、仕様書のとおりです。
- (3) 滋賀県広告等事業実施要綱、滋賀県大津港ターミナルビル広告設置基準、滋賀県大津港ターミナルビル広告設置要領および当募集要項を熟知いただいた上で応募願います。
- (4) 広告の内容に関する一切の責任は広告代理店または広告主に帰属します。県が推奨するものではありません。

12. 申込み、問い合わせ先

滋賀県土木交通部流域政策局河川・港湾室河川行政第二係
〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
電話 077-528-4161
E-mail ha04@pref.shiga.lg.jp

別紙

滋賀県大津港ターミナルビルの広告設置にかかる仕様書

1. 施設の概要

施設の名 称	大津港ターミナルビル
施設用途、目的	公共港湾施設
所 在 地	滋賀県大津市浜大津五丁目1番地
営業日、時間	<p>① 4月1日から6月30日まで（金曜日、土曜日および日曜日ならびに休日およびその前日（以下「休日等」という。）に限る。） …午前8時から午後9時30分まで</p> <p>② 4月1日から6月30日まで（休日等を除く。） …午前8時から午後9時まで</p> <p>③ 7月1日から8月31日まで …午前8時から午後10時まで</p> <p>④ 9月1日から翌年3月31日まで（休日等に限る。）…午前8時から午後9時30分まで</p> <p>⑤ 9月1日から翌年3月31日まで（休日等を除く。）…午前8時から午後8時30分まで</p>
年間利用者数	約96,000人
主 な 利 用 者	観光客等
備 考	—

2. 募集広告に関する事項

種 別	<p>ポスター</p> <p>※広告物の材質は限定しませんが、掲示板に収納可能で、壁面を損傷することのないようお願いします。</p>
壁面形状等	掲示板（柱の表面）
広告枠の数量	3枠
設置可能スペース	B1サイズ（縦1,030mm×横728mm）
備 考	—

○ 問い合わせ先・申込書提出先

〒520-8577 大津市京町四丁目1-1

滋賀県土木交通部流域政策局河川・港湾室河川行政第二係

電話番号 077-528-4161・4156

F A X 077-528-4904

メールアドレス ha04@pref.shiga.lg.jp

広告設置申込書

令和 年 月 日

滋賀県知事 様

滋賀県大津港ターミナルビル広告募集要項に基づき、滋賀県広告等事業実施要綱、滋賀県大津港ターミナルビル広告設置基準、滋賀県大津港ターミナルビル広告設置要領の内容を熟知の上、次のとおり申し込みます。

申 込 者	住所または所在地		
	商号または名称		
	代表者職・氏名		
	担当者	部署名	
		氏名	
	連絡先	電 話	
F A X			
E-mail			
広告等の設置等申込種類		ポスターの掲載（B1）	
広告等の設置等希望場所 （県指定済）		滋賀県大津港ターミナルビル前柱 A ・ B ・ C ※物件番号のいずれかを○で囲ってください。	
使 用 期 間		令和 年 月 日から令和 年 月 日	
見 積 額		-	
広告等の 内容	仕 様	※広告等の内容については、決定後、県と協議の上決定	
	別 添 資 料		
(参考) 予定広告 内容	(予定)広告主名		
	業種・事業内容		
	設 置 す る 内 容		※デザイン等の素案(ラフ案)がある場合は別途添付してください。

添付書類

- 定款、寄附行為その他これらに類するもの
 法人登記記載事項全部証明書（コピー可）
 会社概要および直近3カ年の決算報告書（コピー可）
 誓約書

誓 約 書

令和 年 月 日

滋賀県知事 様

住所または所在地
氏名または商号名称
代表者名

滋賀県大津港ターミナルビル広告募集要項の申込みに当たり、下記の事項について真実に相違ないことを誓約します。

記

- 1 滋賀県大津港ターミナルビル広告募集要項「7. 応募資格および広告設置の基準」の要件を満たしています。
- 2 提出した広告設置申込書に虚偽および不正はありません。
- 3 設置事業者に決定した場合、滋賀県ホームページに設置業者名および決定金額を掲載することに同意します。

様式第2号(第2条関係)

<p>公共港湾施設目的外使用許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先) 滋賀県知事</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所 氏名</p> <p style="text-align: center;">(法人にあつては、主たる事務所の所在地ならびに名称および代表者の氏名)</p> <p>下記のとおり公共港湾施設を使用したいので、滋賀県公共港湾施設の設置および管理に関する条例施行規則第2条第1項の規定により申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
港 湾 名	港
使 用 施 設 名	
使用目的および 用 途	
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
使用許可申請理由	
添 付 書 類	<p>1 住民票記載事項証明書 (法人にあつては、定款の写し)</p> <p>2 関係図面</p>
備 考	

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

2 設備の変更または更新の許可申請の場合は、備考の欄に既許可年月日および番号を記入するとともに、既許可事項をそれぞれ該当欄に朱書すること。